

介護職員初任者研修等助成金の申請等に係るQ&A

番号	質問	回答
1	助成金の目的について教えてください。	介護職員の資質向上に積極的に取り組む市内の介護保険サービス事業所への支援を目的に、対象事業者において、雇用する介護職員に介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了させた場合に、法人が負担した研修受講料の一部を名護市が助成するものです。
2	助成金の対象経費について教えてください。	助成金の対象経費は、研修に係る講座の受講費と教材費のみとなります。ただし、消費税相当額を除きます。
3	研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了評価不合格者の追試費用は対象経費となりますか？	修了試験に合格した方との公平を図るため、交通費、分割払いに伴う手数料及び修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は対象外となります。
4	助成の要件を満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができますか？	先着順で申請を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は、助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申請してください。
5	受講費用の分割払いにより、完納されていない場合、どの時点で申請すればよいですか？	受講費用が完納され、領収書の原本が添付できる時点で申請してください。ただし、申請時において、研修修了の翌日から起算して1年以内であることが要件であるため、ご注意ください。
6	個人による申請もできますか？	名護市内で介護保険サービス事業所を運営している法人であることが要件であるため、個人による申請は対象外となります。
7	領収証を紛失してしまった場合はどうすればよいですか？	指定研修機関に再発行を依頼してください。
8	通信講座でも助成対象となりますか？	都道府県の指定を受けた研修機関が実施する講座であれば、通信講座も対象となります。
9	非常勤の介護職員が勤務しているが助成対象となりますか？	常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、介護職でない方（事務職、調理員等）は対象外となります。
10	勤務する者が名護市に住所を有していない場合、助成対象となりますか？	名護市内の介護保険サービス事業所において勤務中であれば、市外在住の方でも対象となります。
12	研修を修了し、1年以上経過しているが助成対象となりますか？	申請時において、研修修了の翌日から起算して1年以内であることが要件であるため、助成対象外となります。
13	研修費用を法人が負担していない場合、助成対象となりますか？	研修費用等を法人が3/4以上負担していることが要件であるため、法人が負担していない場合は対象外となります。
14	勤務開始後3箇月以内に同法人の別の事業所に異動になった場合は、助成対象となりますか？	同法人内の市内の介護保険サービス事業所であれば対象となります。